

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント㈱

## 目次

### 規 則

○北海道政策評価委員会規則の一部を改正する規則…………… (行政改革課)	1
○北海道立工業試験場等の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則 …………… (試験研究機関改革推進室)	1
○北海道税条例施行規則及び特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する 条例施行規則及び北海道税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課)	2
○北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 …………… (防災消防課)	3
○北海道立開拓記念館管理規則の一部を改正する規則…………… (道民活動文化振興課)	3
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範 囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (保健福祉部総務課)	6

### 訓 令

○北海道立工業試験場等の廃止に伴う関係訓令の整理に関する訓令 …………… (試験研究機関改革推進室)	7
○単純労務職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)	8
○北海道職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)	8

## 規 則

北海道政策評価委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第27号

北海道政策評価委員会規則の一部を改正する規則

北海道政策評価委員会規則 (平成14年北海道規則第17号) の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条及び第20条」を「第18条及び第19条」に改める。

第3条第1項第1号中「分野別評価 (公共事業評価及び研究評価を除く。)」を「特定課題評価」に改め、同項第3号を削り、同条第8項第2号中「第15条第2項」を「第14条第2項」に改め、同項第3号中「第21条第1項」を「第20条」に改める。

### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

北海道立工業試験場等の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第28号

北海道立工業試験場等の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則

(北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

**第1条** 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 (平成16年北海道規則第33号) の一部を次のように改正する。

別表第2 北海道立林産試験場設備使用及び依頼試験等に関する規則 (昭和37年北海道規則第39号) の項を削る。

(北海道農産種苗配付規則の一部改正)

**第2条** 北海道農産種苗配付規則 (昭和27年北海道規則第131号) の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「道立農業試験場の余剰種苗」を「道の所有する種苗」に、「もの」を「原原種」に改める。

第12条を削る。

(北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則等の廃止)

**第3条** 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則 (昭和32年北海道規則第47条)
- (2) 北海道立食品加工研究センター設備使用及び依頼試験等に関する規則 (平成4年北海道規則第7号)
- (3) 北海道立地質研究所依頼調査に関する規則 (昭和33年北海道規則第35号)
- (4) 北海道立農業試験場依頼分析等に関する規則 (昭和39年北海道規則第127号)
- (5) 北海道立水産孵化場依頼試験、分析等に関する規則 (昭和32年北海道規則第21号)
- (6) 北海道立水産試験場依頼分析等及び設備の使用に関する規則 (昭和57年北海道規則第77号)
- (7) 北海道立林産試験場設備使用及び依頼試験等に関する規則 (昭和37年北海道規則第39号)
- (8) 北海道立林業試験場依頼分析等に関する規則 (昭和39年北海道規則第35号)
- (9) 北海道立北方建築総合研究所設備使用及び依頼試験等に関する規則 (昭和37年北海道規則第57号)

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

北海道税条例施行規則及び特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第29号

北海道税条例施行規則及び特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(北海道税条例施行規則の一部改正)

第1条 北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第49条の7 第1項第27号中「特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例」を「特定地域等における道税の課税の特例に関する条例」に改める。

(特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則

第1条中「特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例」を「特定地域等における道税の課税の特例に関する条例」に改める。

第2条第2項中「第10条、第11条、第13条から第15条まで、第18条から第20条まで、第23条、第27条、第28条及び第36条」を「第7条から第9条まで、第12条から第14条まで、第17条、第19条、第20条及び第23条」に改める。

第3条中「第2条各号に掲げる地区、地域又は区域」を「第1条に規定する特定地域等」に改める。

第4条中「第14条第1項又は第19条第1項」を「第8条第1項又は第13条第1項」に改める。

第9条及び第10条を削る。

第11条の見出し中「第13条、第15条又は第16条」を「第7条、第9条又は第10条」に改め、同条第1項中「第13条」を「第7条」に改め、「租税特別措置法」の次に「（昭和32年法律第26号）」を加え、同条第2項中「第15条」を「第9条」に改め、同条第3項中「第16条」を「第10条」に改め、同条を第9条とする。

第12条の見出し中「第18条、第20条又は第21条」を「第12条、第14条又は第15条」に改め、同条第1項中「第18条」を「第12条」に改め、「所得税法施行令」の次に「（昭和40

年政令第96号）」を、「法人税法施行令」の次に「（昭和40年政令第97号）」を加え、同条第2項中「第20条」を「第14条」に改め、同条第3項中「第21条」を「第15条」に改め、同条を第10条とする。

第13条の見出し中「第23条又は第24条」を「第17条又は第18条」に改め、同条第1項及び第2項中「第23条及び第24条」を「第17条及び第18条」に改め、同条第3項中「第23条」を「第17条」に改め、同条第4項中「第24条」を「第18条」に改め、同条を第11条とする。

第14条を削る。

第15条の見出し中「第27条、第28条又は第29条」を「第19条、第20条又は第21条」に改め、同条第1項中「第27条」を「第19条」に改め、同条第2項中「第28条」を「第20条」に改め、同条第3項中「第29条」を「第21条」に改め、同条を第12条とする。

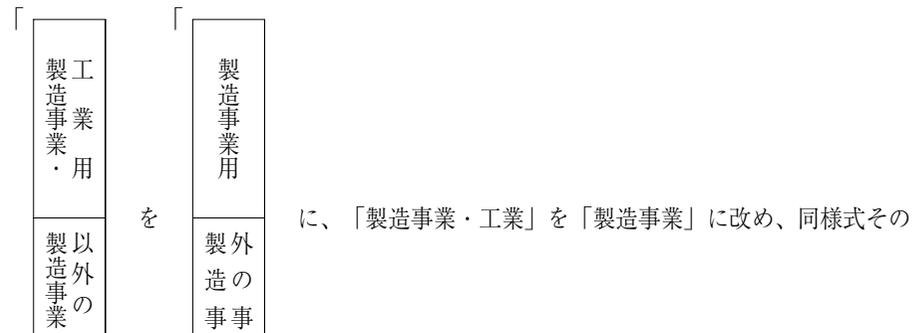
第16条及び第17条を削る。

第18条の見出し中「第36条又は第37条」を「第23条又は第24条」に改め、同条第1項中「第36条及び第37条」を「第23条及び第24条」に改め、同項第2号中「労働基準法」の次に「（昭和22年法律第49号）」を加え、同条第2項中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の次に「（昭和23年法律第122号）」を加え、同条第3項中「第36条」を「第23条」に改め、同条第4項中「第37条」を「第24条」に改め、同条を第13条とする。

附則第7項中「第14条第1項」を「第8条第1項」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例」を「特定地域等における道税の課税の特例に関する条例」に改める。

別記第3号様式その1末尾欄外注1(4)の事項中「及び工業」を削り、同注中3の事項を削り、4の事項を3の事項とし、同様式その1の付表アの注3の事項中「製造事業・工業」を「製造事業」に改め、同注4の事項中「特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例第27条」を「特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第19条」に改め、同付表ウ中



・事  
工業  
業用

業業  
以用

3 末尾欄外注1の事項(4)中「及び工業」を削り、同注中2の事項を削り、3の事項を2の事項とし、4の事項を3の事項とし、5の事項を4の事項とし、同様式その4末尾欄外注1の事項(4)中「及び工業」を削り、同注中2の事項を削り、3の事項を2の事項とし、4の事項を3の事項とし、5の事項を4の事項とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合には、同条の規定による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道規則第30号

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項第1号中「別記第4号様式の」を「別表で定める仕様により製作された」に改め、同項第2号中「おける」を削り、「知事が別記第4号様式により新たに設置する」を「前号に規定する」に改める。

第12条中「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に改める。

第13条中「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に改める。

第14条中「別記第7号様式」を「別記第6号様式」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

#### 別表（第10条関係）

種類	仕様
浮標	1 縦横それぞれ40センチメートル以上の旗を浮標に備え付けるものとする。 2 旗に「プレジャーボート等禁止区域」又は「プレジャーボート等制限

区域」の文字を表示し、表示の色は、地を黄色、文字を黒色とする。  
3 旗の最上部の高さは、水面から1.5メートル以上とする。

#### 立標

- 1 縦横それぞれ50センチメートル以上の四角形の表示板又は直径50センチメートル以上の円形の表示板を立標に備え付けるものとする。
- 2 表示板に次に掲げる事項を両面に表示し、表示の色は、地を白色、文字を赤色とする。
  - (1) 「プレジャーボート等禁止区域」又は「プレジャーボート等制限区域」の文字
  - (2) 水域利用調整区域の指定の期間
  - (3) 「北海道」の文字
- 3 表示板の最上部の高さは、水面から1.5メートル以上とする。
- 4 必要に応じ、表示板の最上部に黄色の灯器を設置する。

#### 備考

- 1 立標は、原則として水域利用調整区域の海上側における両端の2か所に設置することとし、当該区域の規模に応じ、その数を増減させるものとする。
- 2 立標と浮標及び浮標と浮標の設置間隔は、おおむね100メートルとする。

別記第4号様式を削り、別記第5号様式を別記第4号様式とし、別記第6号様式を別記第5号様式とする。

別記第7号様式（表）中「第29条」を「第35条」に、「第30条」を「第36条」に、「第32条」を「第38条」に改め、同様式（裏）中「船舶安全法（昭和8年法律第11号）に定める」を削り、「備付ける」を「備え付ける」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則別記第7号様式による身分証明書は、この規則による改正後の北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則別記第6号様式による身分証明書とみなす。

北海道立開拓記念館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道規則第31号

北海道立開拓記念館管理規則の一部を改正する規則

北海道立開拓記念館管理規則（昭和46年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条」を削る。

第2条から第4条までを削る。

第5条中「館内」を「記念館」に、「館長」を「条例第5条に規定する指定管理者（以下

「指定管理者」という。）」に改め、同条を第2条とする。

第6条第1項中「記念館の使用につき、この規則及び記念館の管理に当たる職員」を「条例、この規則並びに職員及び指定管理者」に改め、「の各号」を削り、同項第1号中「記念館資料を汚染し」を「条例第4条第1項の表に規定する本館資料（以下「本館資料」という。）、同表に規定する交流館資料（以下「交流館資料」という。）若しくは条例第11条に規定する展示建造物等（以下「展示建造物等」という。）を汚し」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 指定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。

第6条第2項中「館長」を「指定管理者」に、「違反し、」を「違反したことにより」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の3条を加える。

（利用料金の額の承認）

**第4条** 指定管理者は、条例第10条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第1号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

（利用料金の減免の基準）

**第5条** 条例第10条第5項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる者については、条例第10条第1項に規定する利用料金（条例別表第2の4の事項、6の表及び7の表に係るものを除く。以下「利用料金」という。）を免除することができることとする。

ア 小学校の児童又は中学校若しくは中等教育学校の前期課程の生徒の引率者である教職員

イ 土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定することもの日若しくは文化の日に利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者

ウ 学校教育又は社会教育により利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者（10人以上で利用する場合に限る。）

エ 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者

オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

カ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

キ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

ク 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

ケ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者

コ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者

サ 65歳以上の者

シ その他知事がアからサまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

（開拓の村建物等の設備の変更の禁止）

**第6条** 条例第11条の承認を受けた者は、同条に規定する開拓の村建物等（以下「開拓の村建物等」という。）の使用に際し、開拓の村建物等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。第7条から第11条までを削る。

第12条第1項中「記念ホール等の使用の」を「条例第11条の」に、「記念ホール等の使用」を「開拓の村建物等の使用」に、「第10条」を「条例第13条」に改め、同条第2項中「館長」を「指定管理者」に、「記念ホール等の使用」を「条例第11条」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（特別観覧の承認）

**第8条** 条例第14条第1項に規定する特別観覧（以下「特別観覧」という。）の承認を受けようとする者は、別記第2号様式の特別観覧承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、特別観覧を承認したときは、別記第3号様式の特別観覧承認書を交付するものとする。

第13条及び第14条を削る。

第15条の見出しを「（特別観覧等の時間）」に改め、同条第1項中「特別観覧」の次に「及び特別利用（条例第14条第2項に規定する特別利用をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「館長」を「知事」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第9条とする。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、特別利用の時間を変更することができる。

第9条の次に次の1条を加える。

（模写品等の刊行等の承認）

**第10条** 条例第16条の承認を受けようとする者は、別記第4号様式の模写品等刊行等承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第16条の承認をしたときは、別記第5号様式の模写品等刊行等承認書を交付するものとする。

第16条を削る。

第17条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

知事は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が次のいずれかに該当する

場合に限り、承認することができる。

第17条第1項第1号中「文部科学大臣」の次に「又は都道府県教育委員会」を加え、同項第5号中「館長」を「知事」に改め、同条中第2項を削り、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第17条第1項の承認を受けようとする者は、別記第6号様式の資料貸出承認申請書を知事に提出しなければならない。

第17条第3項を次のように改め、同条を第11条とする。

3 知事は、前項の規定による承認をしたときは、別記第7号様式の資料貸出承認書を交付するものとする。

第18条の見出しを「(本館資料等の貸出期間)」に改め、同条第1項中「記念館資料の貸出期間」を「本館資料及び交流館資料の貸出しをすることができる期間(以下「貸出期間」という。)」に改め、同条第2項中「館長」を「知事」に改め、「ときは、」の次に「本館資料の」を加え、同条第3項中「館長」を「知事」に、「記念館資料」を「本館資料」に改め、同条中同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があるときは、交流館資料の貸出期間を延長することができる。

第18条に次の1項を加え、同条を第12条とする。

5 指定管理者は、必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、交流館資料の返還を求めることができる。

第19条の見出しを「(本館資料等の滅失等の届出等)」に改め、同条中「記念館資料」を「本館資料」に、「文書により館長」を「知事」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第13条とする。

2 交流館資料の貸出しを受けた者は、当該交流館資料を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(知事による管理)

**第14条** 条例第18条第1項の規定により知事が記念館に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第5条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)」とあるのは「知事」と、第3条第1項中「並びに職員及び指定管理者」とあるのは「及び職員」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第5条第1号中「条例第10条第1項」とあるのは「条例第18条第2項の規定により読み替えられた条例第10条第1項」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2号中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条、第7条第2項、第9条第3項、第12条第3項及び第5項並びに前条第2項の

規定中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

別記第1号様式を次のように改める。

**別記第1号様式**(第4条関係)

年 月 日		
北海道知事 様		
主たる事務所の所在地 指定管理者の名称 代表者の氏名 ㊟		
利用料金承認申請書		
北海道立開拓記念館の利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けたいので、北海道立開拓記念館条例第10条第3項の規定により、申請します。		
区 分	利用料金の額(円)	備 考

(用紙寸法 日本工業規格A4)

別記第2号様式及び別記第3号様式を削る。

別記第4号様式中「(第13条関係)」を「(第8条関係)」に、「北海道開拓記念館長」を「北海道知事」に、「記念館資料特別観覧承認申請書」を「特別観覧承認申請書」に、「北海道立開拓記念館管理規則第13条」を「北海道立開拓記念館条例第14条第1項」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

別記第5号様式中「(第13条関係)」を「(第8条関係)」に、「北海道開拓記念館長 ㊟」を「北海道知事 ㊟」に、「記念館資料特別観覧承認書」を「特別観覧承認書」に改め、同様式末尾欄外注意1の事項中「北海道立開拓記念館管理規則」を「北海道立開拓記念館条例及び北海道立開拓記念館管理規則」に改め、同注意2の事項中「記念館資料」を「北海道開拓記念館資料」に、「物品」を「物件」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第6号様式中「(第16条関係)」を「(第10条関係)」に、「北海道開拓記念館長」を「北海道知事」に、「記念館資料模写品等使用承認申請書」を「模写品等刊行等承認申請書」に、「北海道開拓記念館資料」を「(北海道開拓記念館資料 野幌森林公園自然ふれあい交流館資料)」に、「北海道立開拓記念館管理規則第16条」を「北海道立開拓記念館条例第16条」に、「資料品目」を「資料名」に改め、同様式を別記第4号様式その1とし、同様式その1の次に同様式その2として次のように加える。

その2

年 月 日												
北海道知事 様												
申請者 住 所 職 業 氏 名												
模写品等刊行等承認申請書												
次のとおり(北海道開拓の村の展示建造物等 北海道開拓の村の管理棟)の(模写 模造 撮影 複写)品の(刊行 複製 使用)の承認を受けたいので、利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けたいので、北海道立開拓記念館条例第16条の規定により、申請します。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">使用目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物等の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>作品名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製作数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>価 格</td> <td style="text-align: center;">有 料                      円                      無 料</td> </tr> <tr> <td>製 作 予 定 日</td> <td style="text-align: center;">年                      月                      日</td> </tr> </table>	使用目的		建物等の名称		作品名		製作数		価 格	有 料                      円                      無 料	製 作 予 定 日	年                      月                      日
使用目的												
建物等の名称												
作品名												
製作数												
価 格	有 料                      円                      無 料											
製 作 予 定 日	年                      月                      日											

(用紙寸法 日本工業規格A4)

別記第7号様式中「(第16条関係)」を「(第10条関係)」に、「北海道開拓記念館長」を「北海道知事」に、「記念館資料模写品等使用承認申請書」を「模写品等刊行等承認申請書」に、「北海道開拓記念館資料模写品」を「模写品」に、

資料品目	
------	--

資料名又は建物等の名称	
-------------	--

改め、同様式末尾欄外注意2の事項中「北海道開拓記念館所有」を「北海道立開拓記念館所有」に改め、同注意3の事項中「2点を当館」を「3点を北海道」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第8号様式中「(第17条関係)」を「(第11条関係)」に、「北海道開拓記念館長」を「北海道知事」に、「記念館資料貸出承認申請書」を「資料貸出承認申請書」に、「北海道立開拓記念館管理規則第17条」を「北海道立開拓記念館条例第17条第1項」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第9号様式中「(第17条関係)」を「(第11条関係)」に、「北海道開拓記念館長」を「北海道知事」に、「記念館資料貸出承認申請書」を「資料貸出承認申請書」に改め、同様式を別記第7号様式とする。

**附 則**

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - (1) 北海道立野幌森林公園駐車場管理規則(昭和46年北海道規則第28号)
  - (2) 北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例施行規則(平成13年北海道規則第77号)
  - (3) 北海道立開拓の村管理規則(昭和58年北海道規則第21号)

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道規則第32号**

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年北海道規則第88号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中4の項を8の項とし、3の項を7の項とし、2の項を5の項とし、同項の次に次のように加える。

6 特例条例別表第1の5の2の項(4)に規定する北海道胞衣及び産わい物処理条例(昭和24年北海道条例第60号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	北海道胞衣及び産わい物処理条例施行規則(昭和24年北海道規則第179号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第2条第2項ただし書の規定による管理人の変更の届出の受理 (2) 規則第3条第2項ただし書の規定による収集処理事業の使用処理所の所在地等の変更の届出の受理
------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第2条の表中1の3の項を4の項とし、同表1の2の項中「別表第1の2の4の項(9)」を「別表第1の2の5の項(9)」に改め、同項を同表3の項とし、同表1の項中「別表第1の2の3の項(25)」を「別表第1の2の4の項(25)」に改め、同項を同表2の項とし、同項の前に次のように加える。

1 特例条例別表第1の1の項(4)に規定する墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和59年北海道規則第100号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第8条第1項の規定による経営(変更・廃止)届の受理 (2) 規則第9条の規定による工事のしゅん工届の受理
----------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**附 則**

(施行期日)

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。  
(北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)
- 北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年北海道規則第87号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表1の項を削り、同表2の項中「別表第1の4の4の項(25)」を「別表第1の5の項(25)」に改め、同項を同表1の項とし、同表中3の項を削り、4の項を2の項とし、5の項を3の項とする。

**訓 令**

**北海道訓令第5号**

本 庁  
出 先 機 関

北海道立工業試験場等の廃止に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道立工業試験場等の廃止に伴う関係訓令の整理に関する訓令  
(北海道職員被服貸付規程の一部改正)

**第1条** 北海道職員被服貸付規程(昭和41年北海道訓令第11号)の一部を次のように改正する。

別表乗用自動車以外の庁用の自動車及び建設機械その他の機械類の運転及び保全に関する業務に専ら従事する者(専らこれらの業務を補助する者を含む。)の項中

「 皮 半 長 靴 」	1	2	「 農業試験場、畜産試験場及び林産試験場に勤務する職員に限る。 」	を削り、同表農業技能員
-------------	---	---	-----------------------------------	-------------

の項を削り、同表中「水産試験調査船又は漁業指導取締船」を「漁業取締船」に改め、同表水産試験場又は水産孵化場に勤務し、直接水産動植物の捕獲、飼育及び現場作業に従事する者の項、林業技能員の項及び地質研究所又は林産試験場において直接現場作業に従事する者(研究職員を除く。)の項を削り、同表試験研究機関に勤務する試験研究職員等の項を次のように改める。

試験研究機関に勤務する試験研究職員等	原子力環境センターに勤務し、水産に関する調査研究に専ら従事する者	作業衣(上下) 白 衣 防寒作業衣(上下) 雨衣(上下) ゴ ム 長 靴	1 1 1 1 1	2 2 4 3 2	
	原子力環境センターに勤務し、農業に関する調査研究に専ら従事する者	白 衣 作業衣(上下) ゴ ム 長 靴 雨衣(上下)	1 1 1 1	2 2 2 4	
	その他の試験研究機関に勤務し、試験研究及び調査に専ら従事する者	白 衣	2	1	

（北海道共同研究規程の一部改正）

**第2条** 北海道共同研究規程（昭和60年北海道訓令第24号）の一部を次のように改正する。

本則中「場長等」を「所長等」に改める。

別記様式中「北海道 場（所）長」を「北海道 所（館）長」に、「貴場（所）」を「貴所（館）」に改める。

（試験調査船管理規程の廃止）

**第3条** 試験調査船管理規程（平成10年北海道訓令第23号）は、廃止する。

**附 則**

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**北海道訓令第6号**

本 庁  
出 先 機 関

単純労務職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

単純労務職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務職員の勤務時間等に関する規程（昭和41年北海道訓令第6号）の一部を次のように改正する。

本則中「休憩」の次に「、時間外勤務代休時間」を加える。

**附 則**

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**北海道訓令第7号**

本 庁  
出 先 機 関

北海道職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

北海道職員の勤務時間に関する規程（昭和55年北海道訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第9条の2第1項」を「第9条の3第1項」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。